

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第502号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数等（国保医療課）	2
○ 平成29年兵庫県告示第353号（技能検定試験手数料の免除）の一部改正（能力開発課）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	3
○ 平成26年兵庫県告示第1093号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）の一部改正（水産漁港課）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	14
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	15
○ 浜坂都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	15
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	19
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	19
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 道路の区域の変更（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	24
○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	24
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（同）	24
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	25
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	25
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	25
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	27
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（中播磨県民センター）	27
病院局公告	
○ 入札公告	28
選挙管理委員会告示	

- 令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号の訂正 33
- 令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第66号の訂正 35
- 令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第127号の訂正 37
- 令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号の訂正 39
- 令和5年兵庫県選挙管理委員会告示第56号の訂正 41
- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、
政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 43
- 但馬海区漁業調整委員会告示**
- 昭和39年但馬海区漁業調整委員会告示第1号（但馬海区漁業調整委員会規程）の改正 44
- 但馬海区漁業調整委員会公告**
- 漁業法に基づく指示 44
- 教育委員会公告**
- 随意契約の相手方等の公示 45

告 示

兵庫県告示第298号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条から第11条までの規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の令和6年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

算定政令第9条第3項の規定により定める医療費指数反映係数	0
同条第5項の規定により定める一般納付金所得係数	0.8960579185040
同条第8項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数	1.0542024522530
同条第9項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第10条第3項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8963047456906
同条第6項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	1.0541968923669
同条第7項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第11条第3項の規定により定める介護納付金納付金所得係数	0.8260105908154
同条第6項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	1.0542297771923
同条第7項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7



兵庫県告示第299号

平成29年兵庫県告示第353号（技能検定試験手数料の免除）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

表を次のように改める。

技能検定試験手数料の一部を免除する者	免除する額
(1) 3級の技能検定(法第44条第1項に規定する技能検定をいう。以下同じ。)の実技試験を受けようとする者であって、実技試験実施日が属する年度の4月1日(以下「基準日」という。)において23歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに下記(2)から(4)に掲げる者を除く。)	1職種につき4,500円
(2) 3級の技能検定の実技試験を受けようとする者であって、基準日において23歳未満であって雇用保険被保険者	1職種につき9,000円
(3) 3級の技能検定の実技試験(機械検査及び婦人子供服製造に係るものに限る。)を受けようとする在校生であって、基準日において23歳未満であって雇用保険被保険者	1職種につき7,200円
(4) 3級の技能検定の実技試験(和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図に係るものに限る。)を受けようとする在校生であって、基準日において23歳未満であって雇用保険被保険者	1職種につき6,000円



兵庫県告示第300号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

四郷土地改良区

氏名	住所
西田啓一	姫路市四郷町明田188番地1
前川光至	同 市四郷町見野754番地
小笠原峯和	同 市四郷町見野249番地5
梶原立博	同 市四郷町見野722番地
瀬賀昭光	同 市四郷町見野769番地
村山豪彦	同 市四郷町明田712番地
北角雅規	同 市四郷町明田57番地1
福永勝昭	同 市四郷町明田694番地1



兵庫県告示第301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員(監事)の退任の届出があった。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

四郷土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
監事	大竹康文	姫路市四郷町見野126番地
同	村山文明	同 市四郷町明田169番地2



兵庫県告示第302号

平成26年兵庫県告示第1093号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第114条第3号に掲げる漁業中

「	かき養殖業	」
を		
「	1年貝真珠養殖業	
	(加入区の名称)	(区域)
	1年貝真珠神戸市加入区	区第801号漁業権漁場の区域
	2年貝真珠養殖業	
	(加入区の名称)	(区域)
	2年貝真珠神戸市加入区	区第801号漁業権漁場の区域
	かき養殖業	」
に、		
「	かき江井ヶ島加入区	区第524号及び区525号漁業権漁場の区域」
を		
「	かき江井ヶ島加入区	区第524号及び区525号漁業権漁場の区域
	かき高砂加入区	区第530号漁業権漁場の区域」
に、		
「	かき相生加入区	区第508号、区第509号、区第510号、区第511号、区第512号、 区第519号、区第520号、区第521号及び区第522号漁業権漁場 区域」
を		
「	かき相生加入区	区第508号、区第509号、区第510号、区第511号、区第512号、 区第519号、区第520号、区第521号、区第522号及び区第531号 漁業権漁場の区域
	かき赤穂加入区	区第532号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式1年魚はまち家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式1年魚はまち神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚はまち家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式1年魚はまち家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式1年魚はまち家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚はまち室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚はまち赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式1年魚はまち南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚はまち南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚はまち南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚はまち但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式1年魚はまち南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚はまち南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚はまち家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」

を	小割式2年魚はまち神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
「	小割式2年魚はまち家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、	小割式2年魚はまち家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を	小割式2年魚はまち家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
「	小割式2年魚はまち室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚はまち赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、	小割式2年魚はまち南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
「	小割式2年魚はまち南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚はまち南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚はまち但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を	小割式2年魚はまち南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
「	小割式2年魚はまち南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、	小割式3年魚はまち家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を	小割式3年魚はまち神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚はまち家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、	小割式3年魚はまち家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を	小割式3年魚はまち家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚はまち室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚はまち赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、	小割式3年魚はまち南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚はまち南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚はまち南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚はまち但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を	小割式3年魚はまち南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚はまち南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、	小割式1年魚たい家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を	小割式1年魚たい神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
「	小割式1年魚たい家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、	小割式1年魚たい家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を	小割式1年魚たい家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
「	小割式1年魚たい室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚たい赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、	小割式1年魚たい南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
「	小割式1年魚たい南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域

を		
「	小割式さけ・ます家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式さけ・ます室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式さけ・ます赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式さけ・ます南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式さけ・ます南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式さけ・ます南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式さけ・ます但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式さけ・ます南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式さけ・ます南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式1年魚ふぐ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式1年魚ふぐ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚ふぐ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式1年魚ふぐ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式1年魚ふぐ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚ふぐ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚ふぐ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式1年魚ふぐ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚ふぐ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚ふぐ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚ふぐ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式1年魚ふぐ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式1年魚ふぐ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚ふぐ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚ふぐ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚ふぐ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚ふぐ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚ふぐ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚ふぐ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚ふぐ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚ふぐ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚ふぐ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚ふぐ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚ふぐ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚ふぐ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚ふぐ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」

に、	小割式3年魚ふぐ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
「	小割式3年魚ふぐ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
を	小割式3年魚ふぐ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、	小割式3年魚ふぐ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
「	小割式3年魚ふぐ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
を	小割式3年魚ふぐ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚ふぐ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、	小割式3年魚ふぐ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚ふぐ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
を	小割式3年魚ふぐ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚ふぐ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
に、	小割式3年魚ふぐ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
「	小割式3年魚ふぐ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
を	小割式ひらめ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
「	小割式ひらめ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
を	小割式ひらめ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、	小割式ひらめ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
「	小割式ひらめ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
を	小割式ひらめ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
「	小割式ひらめ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、	小割式ひらめ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
「	小割式ひらめ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
を	小割式ひらめ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
「	小割式ひらめ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
に、	小割式ひらめ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
「	小割式ひらめ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
を	小割式まさば家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
「	小割式まさば神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
を	小割式まさば家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、	小割式まさば家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
「	小割式まさば家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
を	小割式まさば室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
「	小割式まさば赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		

「	小割式まさば南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式まさば南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式まさば南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式まさば但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式まさば南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式まさば南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚くろまぐろ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚くろまぐろ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚くろまぐろ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚くろまぐろ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚くろまぐろ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚くろまぐろ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚くろまぐろ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚くろまぐろ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚くろまぐろ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚くろまぐろ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式4年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式4年魚くろまぐろ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」

に、		
「	小割式4年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式4年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚くろまぐろ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚くろまぐろ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式4年魚くろまぐろ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚くろまぐろ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式4年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式5年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式5年魚くろまぐろ神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚くろまぐろ家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式5年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式5年魚くろまぐろ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚くろまぐろ室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚くろまぐろ赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式5年魚くろまぐろ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚くろまぐろ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式5年魚くろまぐろ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚くろまぐろ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚まはた神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚まはた室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚まはた赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚まはた南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚まはた但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		

「	小割式2年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚まはた神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚まはた室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚まはた赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚まはた南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚まはた但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式4年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式4年魚まはた神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式4年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式4年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚まはた室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚まはた赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式4年魚まはた南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚まはた但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式4年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式4年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式5年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式5年魚まはた神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚まはた家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式5年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式5年魚まはた家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚まはた室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域

に、	小割式5年魚まはた赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
「	小割式5年魚まはた南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚まはた但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式5年魚まはた南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式5年魚まはた南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚めばる家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚めばる神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚めばる家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚めばる家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚めばる家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚めばる室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚めばる赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式2年魚めばる南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚めばる南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚めばる南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚めばる但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式2年魚めばる南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式2年魚めばる南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚めばる家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚めばる神戸市加入区	区第315号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚めばる家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚めばる家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚めばる家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚めばる室津加入区	区第316号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚めばる赤穂市加入区	区第317号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式3年魚めばる南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚めばる南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚めばる南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚めばる但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域」
を		
「	小割式3年魚めばる南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
	小割式3年魚めばる南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域」
に、		
「	小割式4年魚めばる家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域」
を		

「 小割式4年魚めばる神戸市加入区 区第315号漁業権漁場の区域
 小割式4年魚めばる家島第1加入区 区第301号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式4年魚めばる家島第10加入区 区第314号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式4年魚めばる家島第10加入区 区第314号漁業権漁場の区域
 小割式4年魚めばる室津加入区 区第316号漁業権漁場の区域
 小割式4年魚めばる赤穂市加入区 区第317号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式4年魚めばる南淡第1加入区 区第311号漁業権漁場の区域
 小割式4年魚めばる南淡第2加入区 区第312号漁業権漁場の区域
 小割式4年魚めばる南淡第3加入区 区第313号漁業権漁場の区域
 小割式4年魚めばる但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式4年魚めばる南淡第2加入区 区第312号漁業権漁場の区域
 小割式4年魚めばる南淡第3加入区 区第313号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式すぎ家島第1加入区 区第301号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式すぎ神戸市加入区 区第315号漁業権漁場の区域
 小割式すぎ家島第1加入区 区第301号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式すぎ家島第10加入区 区第314号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式すぎ家島第10加入区 区第314号漁業権漁場の区域
 小割式すぎ室津加入区 区第316号漁業権漁場の区域
 小割式すぎ赤穂市加入区 区第317号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式すぎ南淡第1加入区 区第311号漁業権漁場の区域
 小割式すぎ南淡第2加入区 区第312号漁業権漁場の区域
 小割式すぎ南淡第3加入区 区第313号漁業権漁場の区域
 小割式すぎ但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式すぎ南淡第2加入区 区第312号漁業権漁場の区域
 小割式すぎ南淡第3加入区 区第313号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式かわはぎ家島第1加入区 区第301号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式かわはぎ神戸市加入区 区第315号漁業権漁場の区域
 小割式かわはぎ家島第1加入区 区第301号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式かわはぎ家島第10加入区 区第314号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式かわはぎ家島第10加入区 区第314号漁業権漁場の区域
 小割式かわはぎ室津加入区 区第316号漁業権漁場の区域
 小割式かわはぎ赤穂市加入区 区第317号漁業権漁場の区域」
 に、
 「 小割式かわはぎ南淡第1加入区 区第311号漁業権漁場の区域
 小割式かわはぎ南淡第2加入区 区第312号漁業権漁場の区域
 小割式かわはぎ南淡第3加入区 区第313号漁業権漁場の区域」

小割式かわはぎ但馬加入区 区第701号漁業権漁場の区域」
 を
 「 小割式かわはぎ南淡第2加入区 区第312号漁業権漁場の区域
 小割式かわはぎ南淡第3加入区 区第313号漁業権漁場の区域」
 に改める。



兵庫県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.160号 中津浜線
- 3 事業施行期間
令和6年3月29日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県西宮市甲子園口6丁目、中島町地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県西宮市甲子園口6丁目、中島町地内



兵庫県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第23号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.85号園田西武庫線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第25号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.81号尼崎宝塚線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第28号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.40号西脇上戸田線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、浜坂都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第27号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
浜坂都市計画道路事業
3.5.190号浜坂駅港湾線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第26号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.85号園田西武庫線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第24号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.2.140号尾上小野線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.26号 房王寺線
3.2.1号 山手幹線
- 3 事業施行期間
昭和48年6月15日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.20号 御影山手線
- 3 事業施行期間
平成元年9月16日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.46号 弓場線
- 3 事業施行期間
平成7年3月31日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
8.7.25号 三宮駅地下線
- 3 事業施行期間
令和3年6月15日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.10号 垂水妙法寺線
3.3.57号 山下線
- 3 事業施行期間
平成15年7月22日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.3.101号 江井ヶ島松陰新田線
- 3 事業施行期間
令和元年12月24日から令和9年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
 - 3. 4. 146号 中津水足線
 - 3. 4. 148号 米田平荘線
 - 3. 4. 552号 加古川左岸線
 - 3. 4. 555号 神吉中津線
- 3 事業施行期間
平成19年4月13日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
 - 3. 4. 146号 中津水足線
 - 3. 3. 550号 平野神野線
- 3 事業施行期間
平成14年3月15日から令和6年9月30日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

り認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.862号 競馬場高丸線
- 3 事業施行期間
平成29年4月21日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 網干停車場新舞子線	姫路市網干区和久字鈍川484番2から 同 市網干区高田字地藏寺267番1まで	旧	6.0から 25.0まで	578.0	
	姫路市網干区和久字鈍川489番1から 同 市網干区高田字地藏寺267番1まで	新	6.0から 27.0まで	204.0	起点 変更



兵庫県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 和久今宿線	姫路市網干区和久字鈍川509番1から 同市勝原区宮田字オノ元185番6まで	旧	5.0から 36.0まで	1,983.0	
	姫路市網干区和久字下前田114番1から 同市勝原区宮田字オノ元185番6まで	新	17.0から 37.0まで	1,354.0	起点 変更



兵庫県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 東觜崎網干停車場線	姫路市網干区高田字茶ノ木365番4から 同市網干区和久字鈍川509番1まで	旧	5.0から 11.0まで	228.0	
	姫路市網干区高田字茶ノ木365番4から 同市網干区和久字鈍川491番1まで	新	5.0から 23.0まで	556.0	終点 変更



兵庫県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、中播磨県民センター姫路港管理事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 網手の浜加野線	姫路市家島町真浦字網手ノ辻2069番21から 同市家島町真浦字加野595番まで	旧	1.0から 12.0まで	1,227.0	
		新	6.0から 53.0まで	2,562.0	



兵庫県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 生瀬門戸荘線	西宮市宝生ヶ丘一丁目1357番3から 同 市宝生ヶ丘一丁目255番46まで	旧	4.0から 12.0まで	168.0	
		新	10.0から 12.0まで	168.0	



兵庫県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 岩岡魚住線	明石市魚住町中尾字向原539番5から 同 市魚住町中尾字向原507番7まで	旧	6.0から 6.0まで	54.0	
		新	7.0から 8.0まで	54.0	



兵庫県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 尼崎宝塚線	宝塚市安倉西二丁目273番6から 同市小浜二丁目127番まで	旧	22.0から 47.0まで	412.0	
		新	22.0から 47.0まで	412.0	



兵庫県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 福岡出合線	養父市小路頃字セバト405番7から 同市出合字鹿倉20番まで	旧	7.0から 24.0まで	48.0	
		新	7.0から 24.0まで	48.0	



兵庫県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 372号	加西市東笠原町字上沢330番8から 同市三口町字市場1133番1まで	旧	6.0から 21.0まで	1,700.0	予定地
		新	6.0から 21.0まで 9.0から 46.0まで	1,700.0 2,778.0	



兵庫県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大沢新東吹線	丹波篠山市大沢新字キヲド143番12から 同 市大沢字高伏ノ坪170番2まで	旧	6.0から 7.0まで	127.0	
		新	6.0から 16.0まで	127.0	一部 予定地



兵庫県告示第329号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
和田	美方郡	香美町	村岡区和田	山田口 清水ケ上 野尻谷	260番3から260番10まで、263番1の一部、264番1、264番2の一部、266番から268番まで、270番2の一部、272番2の一部、273番の一部、274番の一部、264番1から270番2に至る地先の道路敷の一部、273番地先の道路敷の一部、322番の一部、323番の一部、324番1の一部、324番2、322番から323番に至る地先の道路敷の一部、325番2の一部



兵庫県告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
尼崎市	阪神間都市計画地区計画	道意町7丁目中地区地区計画



兵庫県告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都

市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	北鈴蘭台駅西地区地区計画
西宮市	阪神間都市計画生産緑地地区	大森1生産緑地地区ほか28地区
同市	阪神間都市計画地区計画	JR西宮駅南西地区地区計画



兵庫県告示第332号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	同 加古川支店	加古川市加古川町篠原町
	同 伊保支店	高砂市伊保町

」

を

「

	同 加古川支店	加古川市加古川町篠原町
--	---------	-------------

」

に改める。



兵庫県告示第333号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05北播位置 0003号	6.3.12	小野市天神町字大年前99番6	6.0	32.42

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 JAファーマーズ・たじまんま和田山
 所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	高木克己
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣哲男
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	正村栄邦
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣哲男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	高木克己
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣哲男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	正村栄邦
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣哲男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	高木克己
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣哲男
- 4 変更年月日
令和5年6月20日
- 5 届出年月日
令和6年2月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和6年3月29日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年7月29日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コープ東加古川

所在地 加古川市平岡町西谷字北側77-1

- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,014平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和6年3月7日
- 5 届出年月日
令和6年3月6日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中筋三丁目799番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市中筋2丁目2番3号
中筋西自治会 自治会長 砂川辰義
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年2月7日
兵庫県指令建指第1-2-2号（2高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町上野添一丁目1735番2、1736番1、1737番1、1763番1、1763番2、1763番5、1763番7の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
SHOWA GROUP株式会社 代表取締役 湖中正泰
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年8月14日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-21号（5播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町片山字井ノ尻459番1、443番8の一部
同 市龍野町片山字ヒへ田460番1から460番3まで、462番、462番2、460番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町富永865番地1

株式会社TATSUNO 代表取締役 神山 聡 志

3 許可年月日及び許可番号

令和6年2月29日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-10-2号(5たつの)

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札(事後審査型)に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和 朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立リハビリテーション中央病院 サーバー室改修工事(以下「本工事」という。)

(2) 工事場所

神戸市西区曙町1070

(3) 工事概要

工種 建築工事一式

鉄筋コンクリート造2階部分の改修工事(改修面積99.0平方メートル)

(4) 施工期間

着工の日から令和6年8月31日(土)まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札(事後審査型)(価格競争)

(8) 契約締結予定日

令和6年4月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中1回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による建築一式工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知

書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に建築一式工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和5年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築一式工事においてC等級（社会貢献評価数値40点以上の者）又はD等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約当事者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社黒田建築設計事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築一式工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年3月29日（金）から同年4月18日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話 (078) 341-7711 内線3464

5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

(1) 交付期間

令和6年3月29日（金）から同年4月8日（月）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和6年3月29日（金）から同年4月11日（木）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和6年4月16日（火）から同月18日（木）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年4月19日（金）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

- 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
- コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
- サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
- (4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
- シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。
- (6) 無効とする入札
- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (7) 入札に際しての注意事項
- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
- なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。
- なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。
- オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。
- なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。
- ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出
- (1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に提出すること。
- ア 提出部数
1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容及び履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者へ提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第15号

自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部及び杉田水脈なでこの会から提出された平成30年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和6年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部の欄中

「 1 収入総額	68,343,757	
前年繰越額	17,326,780	を
本年收入額	51,016,977	
2 支出総額	53,364,521	」
「 1 収入総額	68,363,757	
前年繰越額	17,326,780	に、
本年收入額	51,036,977	
2 支出総額	54,384,521	」
「 寄附	5,614,000	
個人分	1,890,000	を
団体分	2,224,000	
政治団体分	1,500,000	」
「 寄附	5,634,000	
個人分	1,890,000	に、
団体分	2,224,000	
政治団体分	1,520,000	」
「 政治活動費	26,179,374	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	538,000	
組織活動費	12,138,741	
機関紙誌の発行その他の事業費	8,554,204	を
機関紙誌の発行事業費	2,223,492	
宣伝事業費	45,475	
政治資金パーティー開催事業費	6,285,237	
調査研究費	106,429	
寄附・交付金	3,700,000	」

「	政治活動費	27,199,374	
	〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	538,000	
	組織活動費	12,138,741	
	機関紙誌の発行その他の事業費	8,554,204	に、
	機関紙誌の発行事業費	2,223,492	
	宣伝事業費	45,475	
	政治資金パーティー開催事業費	6,285,237	
	調査研究費	106,429	
	寄附・交付金	4,720,000	」
「	〔政治団体分〕		
	清和政策研究会	1,500,000	東京都千代田区」を
「	〔政治団体分〕		
	清和政策研究会	1,520,000	東京都千代田区」に改める。
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中			
「	1 収入総額	162,952,875	
	前年繰越額	97,703,823	を
	本年收入額	65,249,352	」
「	1 収入総額	164,552,875	
	前年繰越額	97,703,823	に、
	本年收入額	66,849,352	」
「	寄附	17,229,784	
	団体分	15,699,784	を
	政治団体分	1,530,000	」
「	寄附	18,229,784	
	団体分	15,699,784	に、
	政治団体分	2,530,000	」
「	〔政治団体分〕		
	清和政策研究会	1,500,000	東京都千代田区」を
「	〔政治団体分〕		
	清和政策研究会	2,500,000	東京都千代田区」に改める。
収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の杉田水脈なでしこの会の欄中			
「	1 収入総額	22,160,063	
	前年繰越額	11,028,063	を
	本年收入額	11,132,000	」
	2 支出総額	6,974,270	」
「	1 収入総額	25,560,063	
	前年繰越額	11,028,063	に、
	本年收入額	14,532,000	」
	2 支出総額	11,316,824	」
「	寄附	4,770,000	
	個人分	3,270,000	を
	政治団体分	1,500,000	」
「	寄附	8,170,000	
	個人分	3,270,000	に、
	政治団体分	4,900,000	」
「	経常経費	4,290,757	を
	人件費	28,588	

備品・消耗品費	355,909	
事務所費	3,906,260	
政治活動費	2,683,513	
組織活動費	493,654	」
「 経常経費	6,186,020	
人件費	28,588	
備品・消耗品費	912,307	に、
事務所費	5,245,125	
政治活動費	5,130,804	
組織活動費	2,940,945	」
「 [政治団体分]		
清和政策研究会	1,500,000	東京都千代田区 」を
「 [政治団体分]		
清和政策研究会	4,900,000	東京都千代田区 」に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第16号

自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部及び杉田水脈なでこの会から提出された令和元年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第66号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和6年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部の欄中

「 1 収入総額	64,886,716	
前年繰越額	14,979,236	を
本年收入額	49,907,480	
2 支出総額	55,193,057	」
「 1 収入総額	63,886,716	
前年繰越額	13,979,236	に、
本年收入額	49,907,480	
2 支出総額	55,533,057	」
「 政治活動費	26,648,701	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	537,000	
組織活動費	12,174,229	
機関紙誌の発行その他の事業費	8,688,280	を
機関紙誌の発行事業費	2,397,560	
宣伝事業費	4,332	
政治資金パーティー開催事業費	6,286,388	
調査研究費	106,192	
寄附・交付金	4,000,000	」
「 政治活動費	26,988,701	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	537,000	
組織活動費	12,174,229	に改める。
機関紙誌の発行その他の事業費	8,688,280	
機関紙誌の発行事業費	2,397,560	

宣伝事業費	4,332	
政治資金パーティー開催事業費	6,286,388	
調査研究費	106,192	
寄附・交付金	4,340,000	」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中

「 1 収入総額	206,079,126	
前年繰越額	127,152,296	を
本年收入額	78,926,830	」
「 1 収入総額	210,199,126	
前年繰越額	128,152,296	に、
本年收入額	82,046,830	」
「 寄附	14,330,000	
団体分	14,190,000	を
政治団体分	140,000	」
「 寄附	17,450,000	
団体分	14,190,000	に、
政治団体分	3,260,000	」
「 〔政治団体分〕		
総合政策研究会	100,000	明石市 」を
「 〔政治団体分〕		
総合政策研究会	100,000	明石市 」に改める。
清和政策研究会	3,120,000	東京都千代田区 」

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））の杉田水脈なでしこの会の欄中

「 1 収入総額	32,438,793	
前年繰越額	15,185,793	を
本年收入額	17,253,000	」
2 支出総額	10,690,387	」
「 1 収入総額	35,016,239	
前年繰越額	14,243,239	に、
本年收入額	20,773,000	」
2 支出総額	12,268,325	」
「 寄附	3,395,000	
個人分	2,395,000	を
政治団体分	1,000,000	」
「 寄附	6,915,000	
個人分	2,395,000	に、
政治団体分	4,520,000	」
「 経常経費	5,308,272	
人件費	28,588	
備品・消耗品費	370,525	を
事務所費	4,909,159	
政治活動費	5,382,115	
組織活動費	359,257	」
「 経常経費	5,736,550	
人件費	28,588	
備品・消耗品費	622,965	に、
事務所費	5,084,997	
政治活動費	6,531,775	

組織活動費	1,508,917	」	
「〔政治団体分〕			
清和政策研究会	1,000,000	東京都千代田区	」を
「〔政治団体分〕			
清和政策研究会	4,520,000	東京都千代田区	」に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第17号

自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部、自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部及び杉田水脈なでしこの会から提出された令和2年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第127号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和6年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部の欄中

「 1 収入総額	63,802,551		
前年繰越額	9,693,659		を
本年收入額	54,108,892		」
「 1 収入総額	62,862,551		
前年繰越額	8,353,659		に、
本年收入額	54,508,892		」
「 寄附	5,740,000		
個人分	2,150,000		
団体分	2,590,000		を
政治団体分	1,000,000		」
「 寄附	6,140,000		
個人分	2,150,000		
団体分	2,590,000		に、
政治団体分	1,400,000		」
「〔政治団体分〕			
清和政策研究会	1,000,000	東京都千代田区	」を
「〔政治団体分〕			
清和政策研究会	1,400,000	東京都千代田区	」に改める。

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部の欄中

「 1 収入総額	18,722,888		
前年繰越額	2,540,277		を
本年收入額	16,182,611		」
「 1 収入総額	20,762,888		
前年繰越額	2,540,277		に、
本年收入額	18,222,611		」
「 寄附	2,170,000		
団体分	2,170,000		を
「 寄附	4,210,000		
団体分	2,170,000		に、
政治団体分	2,040,000		」
「〔団体分〕			
I & H (株)	2,000,000	芦屋市	を

(株)住友ゴム産業	100,000	東京都中央区	
年間5万円以下のもの	70,000		」
〔団体分〕			
I & H (株)	2,000,000	芦屋市	
(株)住友ゴム産業	100,000	東京都中央区	に改める。
年間5万円以下のもの	70,000		
〔政治団体分〕			
清和政策研究会	2,040,000	東京都千代田区	」
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中			
「 1 収入総額	232,527,362		
前年繰越額	162,678,982		を
本年收入額	69,848,380		」
「 1 収入総額	236,847,362		
前年繰越額	165,798,982		に、
本年收入額	71,048,380		」
「 寄附	15,359,780		
団体分	13,819,780		を
政治団体分	1,540,000		」
「 寄附	16,559,780		
団体分	13,819,780		に、
政治団体分	2,740,000		」
「 〔政治団体分〕			
清和政策研究会	1,000,000	東京都千代田区	」を
「 〔政治団体分〕			
清和政策研究会	2,200,000	東京都千代田区	」に改める。
収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））の杉田水脈なでしこの会の欄中			
「 1 収入総額	37,445,606		
前年繰越額	21,748,406		を
本年收入額	15,697,200		」
2 支出総額	7,987,176		」
「 1 収入総額	41,625,114		
前年繰越額	22,747,914		に、
本年收入額	18,877,200		」
2 支出総額	9,146,177		」
「 寄附	3,956,000		
個人分	2,956,000		を
政治団体分	1,000,000		」
「 寄附	7,136,000		
個人分	2,956,000		に、
政治団体分	4,180,000		」
「 経常経費	5,556,158		
人件費	33,693		
備品・消耗品費	440,586		を
事務所費	5,081,879		」
政治活動費	2,431,018		
組織活動費	1,664,218		」
「 経常経費	6,113,817		
人件費	33,693		に、

備品・消耗品費	623,446	
事務所費	5,456,678	
政治活動費	3,032,360	
組織活動費	2,265,560	」
「〔政治団体分〕		
清和政策研究会	1,000,000	東京都千代田区」を
「〔政治団体分〕		
清和政策研究会	4,180,000	東京都千代田区」に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第18号

自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部、自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部及び杉田水脈なでこの会から提出された令和3年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和6年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部の欄中

「 1 収入総額	46,869,666	
前年繰越額	18,116,694	を
本年收入額	28,752,972	」
「 1 収入総額	47,249,666	
前年繰越額	17,176,694	に、
本年收入額	30,072,972	」
「 寄附	7,780,000	
個人分	3,410,000	
団体分	3,540,000	を
政治団体分	830,000	」
「 寄附	9,100,000	
個人分	3,410,000	に、
団体分	3,540,000	
政治団体分	2,150,000	」
「〔政治団体分〕		
清和政策研究会	500,000	東京都千代田区」を
「〔政治団体分〕		
清和政策研究会	1,820,000	東京都千代田区」に改める。

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部の欄中

「 1 収入総額	20,642,860	
前年繰越額	1,257,946	を
本年收入額	19,384,914	」
「 1 収入総額	24,782,860	
前年繰越額	3,297,946	に、
本年收入額	21,484,914	」
「 寄附	2,950,000	
個人分	200,000	
団体分	2,200,000	を
政治団体分	550,000	」

「	寄附		5,050,000	
	個人分		200,000	に、
	団体分		2,200,000	」
	政治団体分		2,650,000	」
「	〔政治団体分〕			
	総合政策研究会	500,000	明石市	」を
「	〔政治団体分〕			
	総合政策研究会	500,000	明石市	に改める。
	清和政策研究会	2,100,000	東京都千代田区	」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中

「	1	収入総額		259,375,508	
		前年繰越額		194,026,618	を
		本年收入額		65,348,890	」
「	1	収入総額		269,415,508	
		前年繰越額		198,346,618	に、
		本年收入額		71,068,890	」
「		寄附		15,020,000	
		団体分		12,970,000	を
		政治団体分		2,050,000	」
「		寄附		20,740,000	
		団体分		12,970,000	に、
		政治団体分		7,770,000	」
「		〔政治団体分〕			
		総合政策研究会	500,000	明石市	
		近畿税理士政治連盟	100,000	大阪市中央区	
		自由民主党千葉県第三選挙区支部	100,000	千葉県市原市	
		兵庫県石油政治連盟	300,000	神戸市中央区	
		日本商工連盟	100,000	東京都中央区	
		兵庫県柔道整復師連盟	100,000	神戸市兵庫区	
		自由民主党白水やすらぎ支部	100,000	尼崎市	を
		兵庫県宅建政治連盟	200,000	神戸市中央区	
		全国介護事業者政治連盟	100,000	東京都港区	
		全国中小企業政治連盟	100,000	同 都中央区	
		全日本不動産政治連盟兵庫県本部	100,000	神戸市中央区	
		兵庫県薬剤師連盟	100,000	同 市同 区	
		年間5万円以下のもの	150,000		」
「		〔政治団体分〕			
		総合政策研究会	500,000	明石市	
		近畿税理士政治連盟	100,000	大阪市中央区	
		自由民主党千葉県第三選挙区支部	100,000	千葉県市原市	
		兵庫県石油政治連盟	300,000	神戸市中央区	に改める。
		日本商工連盟	100,000	東京都中央区	
		兵庫県柔道整復師連盟	100,000	神戸市兵庫区	
		自由民主党白水やすらぎ支部	100,000	尼崎市	
		兵庫県宅建政治連盟	200,000	神戸市中央区	
		全国介護事業者政治連盟	150,000	東京都港区	

全国中小企業政治連盟	100,000	同 都中央区
全日本不動産政治連盟兵庫県本部	100,000	神戸市中央区
兵庫県薬剤師連盟	100,000	同 市同 区
清和政策研究会	5,720,000	東京都千代田区
年間5万円以下のもの	100,000	」

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の杉田水脈なでしこの会の欄中

「 1 収入総額	35,555,930	
前年繰越額	29,458,430	を
本年收入額	6,097,500	
2 支出総額	8,739,011	」
「 1 収入総額	38,576,437	
前年繰越額	32,478,937	に、
本年收入額	6,097,500	
2 支出総額	9,019,606	」
「 経常経費	5,697,201	
人件費	3,993,693	
備品・消耗品費	202,091	を
事務所費	1,501,417	
政治活動費	3,041,810	
組織活動費	1,343,080	」
「 経常経費	5,790,381	
人件費	3,993,693	
備品・消耗品費	207,371	に改める。
事務所費	1,589,317	
政治活動費	3,141,810	
組織活動費	1,530,495	」



兵庫県選挙管理委員会告示第19号

自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部、自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部及び杉田水脈なでしこの会から提出された令和4年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和5年兵庫県選挙管理委員会告示第56号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和6年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部の欄中

「 1 収入総額	97,609,024	
前年繰越額	6,007,304	を
本年收入額	91,601,720	」
「 1 収入総額	102,089,024	
前年繰越額	6,387,304	に、
本年收入額	95,701,720	」
「 寄附	24,160,000	
個人分	9,430,000	を
団体分	4,690,000	
政治団体分	10,040,000	」

「 寄附	28,260,000		
個人分	9,430,000		に、
団体分	4,690,000		」
政治団体分	14,140,000		」
「 清和政策研究会	3,000,000	同	都千代田区」を
「 清和政策研究会	7,100,000	同	都千代田区」に改める。

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部の欄中

「 1 収入総額	20,140,507		
前年繰越額	2,072,337		を
本年收入額	18,068,170		」
「 1 収入総額	26,620,507		
前年繰越額	6,212,337		に、
本年收入額	20,408,170		」
「 寄附	4,160,000		
団体分	4,160,000		を
「 寄附	6,500,000		
団体分	4,160,000		に、
政治団体分	2,340,000		」
「 [団体分]			
国宝興業（株）	160,000	伊丹市	
I & H（株）	2,000,000	芦屋市	を
医療法人社団楠和会	2,000,000	神戸市長田区	」
「 [団体分]			
国宝興業（株）	160,000	伊丹市	
I & H（株）	2,000,000	芦屋市	
医療法人社団楠和会	2,000,000	神戸市長田区	に改める。
「 [政治団体分]			
清和政策研究会	2,340,000	東京都千代田区	」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中

「 1 収入総額	283,729,033		
前年繰越額	216,130,003		を
本年收入額	67,599,030		」
「 1 収入総額	292,089,033		
前年繰越額	223,670,003		に、
本年收入額	68,419,030		」
「 寄附	13,950,000		
団体分	12,940,000		を
政治団体分	1,010,000		」
「 寄附	14,770,000		
団体分	12,940,000		に、
政治団体分	1,830,000		」
「 [政治団体分]			
清和政策研究会	1,000,000	東京都千代田区	を
「 [政治団体分]			
清和政策研究会	1,820,000	東京都千代田区	」に改める。

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の杉田水脈なでしこの会の欄中

「 1 収入総額	42,018,419		を
----------	------------	--	---

前年繰越額	26,816,919	
本年收入額	15,201,500	
2 支出総額	7,917,415	」
「 1 収入総額	50,298,331	
前年繰越額	29,556,831	に、
本年收入額	20,741,500	
2 支出総額	9,430,746	」
「 寄附	4,304,000	
個人分	3,304,000	を
政治団体分	1,000,000	」
「 寄附	9,844,000	
個人分	3,304,000	に、
政治団体分	6,540,000	」
「 経常経費	5,820,605	
人件費	4,272,252	
備品・消耗品費	116,380	を
事務所費	1,431,973	
政治活動費	2,096,810	
組織活動費	1,958,710	」
「 経常経費	5,839,179	
人件費	4,272,252	
備品・消耗品費	134,954	に、
事務所費	1,431,973	
政治活動費	3,591,567	
組織活動費	3,453,467	」
「 [政治団体分]		
清和政策研究会	1,000,000	東京都千代田区」を
「 [政治団体分]		
清和政策研究会	6,540,000	東京都千代田区」に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

表高砂市の項中

「

高砂市ユーアイ福祉交流センター	高砂市高砂町松波町 440—35
高砂地区コミュニティセンター	高砂市高砂町北本町 1110—1

を

」

「

高砂市ユーアイ福祉交流センター

高砂市高砂町松波町 440—35

」

に改める。

但馬海区漁業調整委員会告示

但馬海区漁業調整委員会告示第1号

但馬海区漁業調整委員会規程(昭和39年但馬海区漁業調整委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。
令和6年3月29日

但馬海区漁業調整委員会
会長 上田良介

第4条第3項の次に次の項を加える

4 書記のうちから次長、主査、主任、副主任及び主事を命ずることがある。

第5条第2項及び第3項を次のように改める。

2 次長は、事務局長の職務を補助する。

3 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

第5条第3項の次に次の3項を加える。

4 主任は、上司の職務を補助する。

5 副主任、主事及びその他の職員は、上司の命令を受け事務に従事する。

6 事務局長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した職員がその職務を代理する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、但馬海区において船舶を使用して釣りによりいか類を採捕すること(兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第20号の小型いか釣り漁業によるものは除く。)について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

但馬海区漁業調整委員会
会長 上田良介

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第82号

2 指示事項

集魚に使用する光力及び集魚灯設備を次表のとおり制限する。

指示する海域	適用する水深帯	1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度	集魚灯設備の制限
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個	漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において採捕する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球18個	
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球6個	
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球15個	
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球18個	

3 指示の有効期間
 令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年3月29日

契約担当者
 兵庫県教育長 藤原俊平

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 兵庫県立歴史博物館ほか8施設で使用する電気
 予定数量6,037,427キロワット時/年
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
 令和6年1月30日
- 随意契約の相手方の名称及び住所
 日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964-1
- 契約金額（税抜）
 113,565,157円
- 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。